

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	国民年金に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊島区は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

豊島区長

## 公表日

令和8年3月9日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	<p>「国民年金法」及び「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」に基づき、以下の事務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格取得及び喪失、種別変更、氏名及び住所変更などに関する届出、基礎年金番号通知書再交付申請などの受理</li> <li>・任意加入及び資格喪失の申出の受理</li> <li>・付加保険料の納付申出、納付しないことの申出の受理</li> <li>・法定免除の該当、消滅届出の受理</li> <li>・産前産後免除の申出の受理</li> <li>・国民年金保険料免除・納付猶予、学生納付特例の申請の受理及び事実の審査</li> <li>・老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金・老齢福祉年金・未支給年金・死亡一時金・寡婦年金等の請求の受理及びその請求に係る事実についての審査</li> <li>・特別障害給付金に関する届出の受理及び報告</li> <li>・受理した各種届出・申出や申請、裁定請求等に係る事実を審査するとともに、日本年金機構(厚生労働省)への報告</li> <li>・日本年金機構から送付される情報に基づき、被保険者及び受給者情報を確認・報告</li> </ul>
③システムの名称	①国民年金システム ②番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) ③可搬型照会用窓口装置
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条第1項別表 項番46・116</p> <p>・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第24条の2・59条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 実施しない ]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	—
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	区民部 高齢者医療年金課
②所属長の役職名	区民部 高齢者医療年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	政策経営部 区民相談課 行政情報グループ 〒171-8422 東京都豊島区南池袋2-45-1
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	区民部 高齢者医療年金課 国民年金グループ 〒171-8422 東京都豊島区南池袋2-45-1
9. 規則第9条第2項の適用	
	[ ]適用した
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 10万人以上30万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ <input type="radio"/> ]接続しない(入手) [ <input type="radio"/> ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[ ] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで人手が介在する局面で人為的ミスを防止するため、「特定個人情報を取り扱う際の注意ポイント」「特定個人情報の漏えい等の防止について」の着眼点を参考に以下のような対策を行っている。 <b>【特定個人情報の紛失・誤廃棄の防止】</b> ・受付した書類は必ず、指定のファイルや指定の保管場所に入れている ・一時的な廃棄箱を経由した時間差廃棄を実施している ・特定個人情報を持ち出す際には、所属長の承認を受け、文書等は公用車を使って持ち出すため、不正な持ち出し、持ち出し先での紛失を防止している。  <b>【誤受付・誤発送の防止】</b> ・窓口で氏名・生年月日・住所の確認をお客様と一緒にいき、別人の申請書等でないことを確認 ・受付控えを渡す際に本日の受付内容をお客様と一緒に確認し、誤った受付や個人情報を収集しないよう確認 ・ダブルチェックを行い、誤った書類を送付することを防止	
9. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検	[ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[ <input type="radio"/> ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[ ]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月18日	I-5. ②所属長	木山 弓子	岡田 英男	事後	
平成28年5月18日	I-7. 請求先	広報課 行政情報グループ	区民相談課 行政情報グループ	事後	
平成28年5月18日	II-1. 対象人数	1万人以上10万人未満	10万人以上30万人未満	事後	
平成28年5月18日	II-1. 対象人数 時点	平成27年2月1日 時点	平成28年4月15日 時点	事後	
平成28年5月18日	II-2. 取扱者数 時点	平成27年2月1日 時点	平成28年4月15日 時点	事後	
平成28年12月27日	I-3. 法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の31・83の項	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条第1項別表第一項番31・83 ※主務省令未制定	事後	
平成29年3月7日	I-3. 法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の31・83の項 ※主務省令未制定	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条第1項別表第一項番31・83・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第24条の2・59条	事後	
平成29年5月31日	II-1. 対象人数 時点	平成28年4月15日 時点	平成29年4月19日 時点	事後	
平成29年5月31日	II-2. 取扱者数 時点	平成28年4月15日 時点	平成29年4月19日 時点	事後	
平成30年7月3日	I-5. ②所属長の役職名	区民部 高齢者医療年金課長 岡田 英男	区民部 高齢者医療年金課長	事後	評価書様式変更による
平成30年7月3日	II-1. 対象人数 時点	平成29年4月19日 時点	平成30年5月1日 時点	事後	
平成30年7月3日	II-2. 取扱者数 時点	平成29年4月19日 時点	平成30年5月1日 時点	事後	
令和1年6月25日	II-1. 対象人数 時点	平成30年5月1日 時点	平成31年4月18日 時点	事後	
令和1年6月25日	II-2. 取扱者数 時点	平成30年5月1日 時点	平成31年4月18日 時点	事後	
令和2年8月7日	II-1. 対象人数 時点	平成31年4月18日 時点	令和元年8月29日 時点	事後	
令和2年8月7日	II-2. 取扱者数 時点	平成31年4月18日 時点	令和元年8月29日 時点	事後	
令和2年8月7日	II-3. 重大事故	発生なし	発生あり	事後	
令和2年11月4日	I-1. ③システムの名称	ねんきんネット	ねんきんネット可搬型窓口装置	事後	
令和2年11月4日	II-1. 対象人数 時点	令和元年8月29日 時点	令和2年9月1日 時点	事後	
令和2年11月4日	II-2. 取扱者数 時点	令和元年8月29日 時点	令和2年9月1日 時点	事後	
令和2年11月4日	II-3. 重大事故	発生あり	発生なし	事後	
令和2年11月4日	III しいき値判断結果	基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	
令和3年9月17日	II-1. 対象人数 時点	令和2年9月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年9月17日	II-2. 取扱者数 時点	令和2年9月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和4年8月17日	II-1. 対象人数 時点	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年8月17日	II-2. 取扱者数 時点	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和5年7月20日	I-1-1-②事務の概要	国民年金法等に基づき、法定受託事務とされる以下の事務を行なう。	国民年金法(昭和34年法律第141号)及び関連法令に基づき、以下の事務を行なう。	事後	
令和5年7月20日	II-1. 対象人数 時点	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年7月20日	II-2. 取扱者数 時点	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年7月20日	IV-1. 提出する特定個人情報評価書の種類	基礎項目評価書及び全項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	
令和6年8月30日	I-1-③システムの名称	①国民年金システム ②システム共通基盤(団体内統合宛名) ③ねんきんネット可搬型窓口装置	①国民年金システム ②システム共通基盤(団体内統合宛名) ③可搬型照会用窓口装置	事後	
令和6年8月30日	II-1. 対象人数 時点	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年8月30日	II-2. 取扱者数 時点	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年8月30日	I-3. 法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条第1項別表第一項番31・83	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条第1項別表 項番46・116	事後	
令和6年8月30日	I-3. 法令上の根拠	番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第24条の2・59条	番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第24条の2・59条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月24日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民年金法(昭和34年法律第141号)及び関連法令に基づき、以下の事務を行なう。 ・届書の受理及び報告(第1号被保険者に係る届書に限る) ・任意脱退申請の受理 ・任意加入の申出の受理及び事実の審査 ・裁定請求の受理及び事実の審査(第1号被保険者期間を有する者に限る) ・障害基礎年金額改定請求の受理 ・保険料免除・納付猶予に係る届出・申請の受理及び事実の審査 ・学生の納付特例及び若年納付猶予に係る申請の受理及び事実の審査 ・被保険者又は受給権者に係る届出(福祉年金を含む)の受理及び事実の審査 ・特別障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成16年法律第166号)に基づく特別障害給付金の届出の受理及び報告	「国民年金法」及び「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」に基づき、以下の事務を行う。 ・資格取得及び喪失、種別変更、氏名及び住所変更などに関する届出、基礎年金番号通知書再交付申請などの受理 ・任意加入及び資格喪失の申出の受理 ・付加保険料の納付申出、納付しないことの申出の受理 ・法定免除の該当、消滅届出の受理 ・産前産後免除の申出の受理 ・国民年金保険料免除・納付猶予、学生納付特例の申請の受理及び事実の審査 ・老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金・老齢福祉年金・未支給年金・死亡一時金・寡婦年金等の請求の受理及びその請求に係る事実についての審査 ・特別障害給付金に関する届出の受理及び報告 ・受理した各種届出・申出や申請、裁定請求等に係る事実を審査するとともに、日本年金機構(厚生労働省)への報告 ・日本年金機構から送付される情報に基づき、被保険者及び受給者情報を確認・報告	事前	記載内容の見直し
令和7年1月24日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	①国民年金システム ②システム共通基盤(団体内統合宛名) ③可搬型照会用窓口装置	①国民年金システム ②番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) ③可搬型照会用窓口装置	事前	計画管理書のシステム名称へ変更
令和7年1月24日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業		特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで人手が介在する局面で人為的ミスを防ぐため、「特定個人情報を取り扱う際の注意ポイント」「特定個人情報の漏えい等の防止について」の着眼点を参考に以下のような対策を行っている。 【特定個人情報の紛失・誤廃棄の防止】 ・受付した書類は必ず、指定のファイルや指定の保管場所に入れている ・一時的な廃棄箱を経由した時間差廃棄を実施している ・特定個人情報を持ち出す際には、所属長の承認を受け、文書等は公用車を使って持ち出すため、不正な持ち出し、持ち出し先での紛失を防止している。 【誤受付・誤発送の防止】 ・窓口で氏名・生年月日・住所の確認をお客様と一緒にを行い、別人の申請書等でないことを確認 ・受付控えを渡す際に本日の受付内容をお客様と一緒に確認し、誤った受付や個人情報を収集しないよう確認 ・ダブルチェックを行い、誤った書類を送付することを防止	事前	様式変更に伴う追加
令和7年1月24日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	[ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する	[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する	事前	様式変更に伴う追加
令和8年3月6日	II-1. 対象人数 時点	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和8年3月6日	II-2. 取扱者数 時点	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	